

一般社団法人日本看護系大学協議会 災害支援対策委員会規程

本規程は一般社団法人日本看護系大学協議会（以下、「本会」という）の定款第35条に基づき、災害支援対策委員会（以下、「委員会」という）の設置及び運営等に関する基本的事項を定める。

（目的）

第1条 防災および災害支援にかかわる事業を行うにあたり、防災にかかわる啓発や広報、災害支援にかかわる募金や助成、その他組織のあり方などの重要事項を協議し、本事業の円滑、適正な運営を図ることを目的とする。

（任務）

第2条 本委員会は次の業務を行う。

- （1）防災にかかわる啓発に関する事項
- （2）災害対応にかかわる体制整備に関する事項
- （3）災害時の看護活動を支援するための募金に関する事項
- （4）災害時の看護活動を支援するための広報に関する事項
- （5）災害支援金の申請者等の選定の審査に関する事項
- （6）その他必要な事項

（本規程の改正）

第3条 本規程の改正は、理事会の決議により行う。

附則 この規程は、2011年11月28日から施行する。

附則 この規程の改正は、2014年6月16日から施行する。

附則 この規程の改正は、2017年3月20日から施行する。

附則 この規程の改正は、2026年7月9日から施行する。